

**山口県キャッシュレス対応 P O S レジ及び
キャッシュレス決済端末機器調達仕様書**

令和8年1月

山口県会計管理局会計課

1. 概要

山口県では、各種手数料等を山口県収入証紙で収納してきたが、山口県収入証紙の廃止（令和8年10月1日）に伴い、新たな手数料収納方法の一つとして、証紙売りさばき所に代わり、新たに手数料収納窓口を設置して、手数料を窓口で収納する。

手数料収納窓口で正確かつ迅速に収納を行い、あわせて収納事務の効率化を図るため、手数料収納窓口のうち、主要窓口である現金対応窓口（キャッシュレス納付を含む。）には、POSシステムと連携するキャッシュレス対応セミセルフレジスター（以下「POSレジ」という。）を調達する。

また、キャッシュレス対応窓口にも、POSシステムと連携するキャッシュレス決済端末（以下「CL端末」という。）を調達する。

本仕様書は、山口県内の各手数料収納窓口への機器調達及び初期設定・設置等の提案に関して、必要な仕様を定めたものである。

2. 機器調達の趣旨・目的

手数料収納窓口における手数料収納業務において、現金に加え、クレジットカード・電子マネー・QRコード決済による支払に対応することにより、多様な手数料納付手段を確保・提供し、申請者・納付者の利便性の向上を図る。

手数料収納窓口に、POSレジ及びCL端末機器を導入することにより、手数料収納に係る窓口業務時間を縮減するとともに、決済時間の短縮等、窓口業務の効率化・高度化を図る。

3. 納入台数及び場所

(1) 納入台数

- ①POSレジ 26台
- ②CL端末 59台

(2) 納入場所

仕様書別紙「手数料収納窓口機器納入場所一覧」に掲げる所在地において、県が指定する場所に指定する台数を納入・設置すること。

4. 前提条件

(1) 本県の情報（令和7年11月1日現在）

- ・人口：1,260,435人
- ・世帯数：593,050世帯

(2) 手数料の情報（令和6年度実績）

- ・手数料額：約16.7億円
- ・手数料収納実績：約167万件

5. 機器等調達及び機器保守・P O S システム運用経費上限額

(初期設定・通信(回線)導入及びP O S システム等初期設定経費、機器等保守及びP O S システム管理経費を含む。)

1 5 0 , 7 1 2 , 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

※機器調達等経費と、通信(回線)導入、P O S システム等初期設定・回線導入経費等の合計とし、キャッシュレス納付の決済手数料は含まない。

6. 納入期限

令和8年9月30日 (水)

【導入スケジュール】

概要 内容	年度 年月	令和7年度		令和8年度									令和9年 1~3月
		令和8年											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10~12月		
本 調 達	業者選定												
	契約												
	機器調達												
	機器設置												
	導入サポート												
関連業務	通信(回線)導入												
	P O S システム導入												
	機器等保守業務												
	指定納付受託業務												

7. 本仕様書における用語

本仕様書における用語は、以下のとおりとする。

(1) P O S レジ

合計金額を算出するまでの入力を職員が行い、確定した合計金額を窓口利用者自身が釣札釣銭機で支払うことができるものをいう。

(2) P O S 収納データ

手数料等の手続名称、料金、納付日時、決済手段などP O S レジ及びC L端末で処理した公金収納に関する手続明細単位の情報をいう。

(3) P O S システム

P O S 収納データを収集・記録し、それに基づいて公金収納や保管現金を管理・集計するためのシステムをいう。

(4) 手数料(商品)マスタ

13桁の任意の数字を手数料(商品)コードとし、マスタ情報として各手数料等の手続名称、手数料の金額(非定額の場合は登録しない。)、歳入科目、主管課、手続所管課、消費

税の課税区分、現金取引のみ区分（キャッシュレス決済により取引不可区分）等を備えたものをいう。

【手数料(商品)マスター (参考)】

名称	属性	最大桁数	備考 (サンプル)
手数料(商品)コード	半角数字	13	XXXXXXXXXXXXXX
手数料事務の種類	全角	128	手数料手続事務の種類
手数料手続名称	全角	128	手数料手続名称
手数料手続名称(略称)(15字)	全角	128	手数料手続名称略称15字以内
手数料手続区分	全角	128	手数料手続区分
主管課コード(5桁)	半角数字	20	XXXXX
主管課名称	全角	128	主管課名称
手続所管所属コード(5桁)	半角数字	20	XXXXX
手続所管所属名称	全角	128	手続所管所属名称
所属略称(10文字)	全角	128	所属略称10文字以内
納付区分(3桁)	半角数字	20	XXX
会計区分(2桁)	半角数字	20	XX
款(2桁)	半角数字	20	XX
項(2桁)	半角数字	20	XX
目(2桁)	半角数字	20	XX
歳入科目(名称)	全角	128	歳入科目(名称)
節(4桁)	半角数字	20	XXXX
事業(5桁)	半角数字	20	XXXXX
細節(2桁)	半角数字	20	XX
手数料登録単価	半角数字	20	XXXXXX
消費税課税区分	半角数字	20	X
現金取引のみ区分	半角数字	20	X

8. 本調達の範囲

※ 本調達については、以下の(1)及び(2)に係る機器調達とし、(3)～(7)の役務又は業務に係る契約及び指定については、開始時期に合わせて別途行うものとする。

- (1) 現金対応窓口へのPOSレジ等機器調達及び初期設定・設置
- (2) キャッシュレス対応窓口へのCL端末等機器調達及び初期設定・設置
- (3) 現金対応窓口（POSレジ等設置窓口）へモバイル通信又はインターネット回線の導入
- (4) キャッシュレス対応窓口（CL端末設置窓口）へのモバイル通信の導入
- (5) POSレジ及びCL端末へのPOSシステムの導入
- (6) POSレジ及びCL端末機器等の保守・POSシステム運用管理
- (7) キャッシュレス決済導入による指定納付受託

※ 本調達等に係る必要経費の提案は、(1)～(6)を見積額として算定すること。

なお、(7)に係る経費は本提案の見積額には含まない。

9. 基準品

調達機器	品目	メーカー・型番
POS レジ	POS本体	TEC タッチターミナル WILLPOS-Touch(ウィルポスタッチ) QT-30 QT-301-V1-51WA-S
	客面ディスプレイ	TEC TFT-QT20-12TW-S
	レシートプリンタ	TEC TR-QT2-UC02W-S
	ハンドスキャナー	DENSO WAVE AT20Q-SM(U)-S2
	硬貨釣銭機	TEC VT-350-KL-S
	紙幣釣銭機	TEC VT-350-S-S
	ラベルプリンター	TEC BV410D-GC02-S
	キャッシュレス端末	SMBCGMOPAYMENT stera pack
CL端末	小型POS（キャッシュレス端末、POSシステム対応、レシートプリンター内臓）	PayCAS Mobile A920
	小型POS用クレードル	
	ハンドスキャナー	DENSO WAVE AT20Q-SM(U)-S2
	ラベルプリンター	TEC BV410D-GC02-S

※POS レジ、CL端末ともに「同等品可」

10. 納入条件

- (1) 見積は、購入物品が正常に動作するために必要な接続機器及び附属品費用、調整費用、配線費用、その他購入物品の納入・設置に関する費用一式とする。
- (2) 配置場所については、3 (2)の場所とし、地震等が起きても簡単に転倒しないような配置とすること。
- (3) 物品納入に当たっては、担当者の指示に従い設置すること。また、既設の設備、備品等を傷つけないよう配慮すること。
- (4) 納入場所までの輸送費用及び輸送に係る物品の保険費用は、受注者が負担すること。
- (5) 梱包は受注者が開封し、外観上・機能上の破損等がないか確認するとともに、附属品の有無を確認すること。
- (6) 本体の試運転、調整を行った後、通常使用ができる状態をもって設置完了とし、設置完了後、担当者の検収を受けるものとする。
- (7) 県が提供する備品番号一覧をもとに県が用意する備品シールを該当機器に貼り付けること。
- (8) 機械操作の説明資料等は、別途担当者と協議の上決定し、受注者が説明資料等のデータを作成、県及び関係者に操作説明を実施すること。
- (9) 運用開始日には支障なく運用できるようサポートすること。
- (10)受注者は、検収後、6ヶ月以内において購入物品の設計・材料・設置方法に起因する不

具合が生じた場合は、修理又は交換する責を負うものとし、その費用も受注者が負うものとする。ただし、購入物品の使用等に起因する不具合については、別途契約する機器等保守を適用する。

- (11) 県は、直轄の保守拠点が山口県内にあり、速やかなアフターサービス及びメンテナンスが行える体制を有するものとする。
- (12) 県の通信回線には接続できないことから、キャッシュレス決済及び管理者機能を利用するために必要な通信又は回線は受注者が整備すること（無線可）。ただし、通信費は県が負担するものとする。
- (13) 22に示すキャッシュレス決済種別及び決済ブランドについて、キャッシュレス決済を使用できる状態にすること。
- (14) 納入設置に関し、不明な点が生じた場合は、担当者と別途協議又は指示を受けること。

11. 本調達仕様要件

調達する機器の仕様は、下記のとおりとする。下記に記載した機能以外の機能については、必要に応じて県と協議の上、設定すること。

なお、下記導入機器のうち (1) ①～⑤は狭隘なスペースに設置することとなるため、可能な限り省スペース化されたものを提案することとし、設置に当たって附属品等が必要となる場合は見積額に含めること。

- (1) 現金対応窓口へのPOSレジ等機器調達及び初期設定・設置
 - ① POSレジ
 - (ア) POSシステムに対応すること。なお、POSシステムについては21(3)に記載する仕様を満たすこと。
 - (イ) 据置型とし、タッチパネル仕様等のカスタマイズが可能であること。
 - (ウ) 二次元QRコードを読み取可能なスキャナーが備え付けられていること。
 - (エ) 11(1)②～⑤に記載するハンドスキャナー、釣札釣銭機、レシートプリンター、ラベルプリンター（以下「構成機器」という。）を接続し、連動すること。
 - (オ) キャッシュレス決済など、現金以外での取引が可能のこと。
 - (カ) 本調達で導入するCL端末と接続し、決済金額、決済種別及びブランド（導入予定のキャッシュレス決済の種別及びブランドは22に記載のとおり）が連動可能で金額の二度打ちが発生しないこと。なお、CL端末はモバイル通信又はインターネット回線を利用可能であること。
 - (キ) CL端末の更新がある場合、決済金額、決済種別及びブランドが、本調達機器と同様、POSレジと連動可能で金額の二度打ちが発生しないよう、運用保守の範囲で更新に必要な作業を実施すること。
 - (ク) モバイル通信又はインターネット回線により接続可能であること。
 - ② ハンドスキャナー
 - POSレジと連携し、事前に作成した二次元QRコードを読み込むことで手数料の種類及び手数料額が選択できること。また、バーコードも読み込めること。

③ 釣札釣銭機

- (ア) 貨幣の投入方向は上向き、紙幣の投入方向は水平が望ましい。
- (イ) 現在発行されている日本円の3紙幣及び6貨幣を取り扱えること。
- (ウ) 今後の紙幣及び貨幣の改廃に対応できるものであること。
- (エ) 両替や紙幣・貨幣の補充が簡易に行えるものであること。
- (オ) 職員が指示する額の出金ができ、その出金データ（日時及び金額）を管理できること。
なお、指定した金種を釣銭として機内に残したまま残金を出金できることが望ましい。
- (カ) 機内の現金残高を自動集計する機能を有し、POSレジ端末と入出金情報・残高情報を共有できること。
- (キ) POSレジの窓口利用者側・職員側ディスプレイに、支払金額、釣札釣銭機への投入金額及び釣銭金額が表示されること。
- (ク) 紙幣の詰まりや貨幣の誤投入等のエラー発生時に、釣札釣銭機又はPOSシステムにより、機器内釣札釣銭の数え直しが可能であることが望ましい。

④ レシートプリンター

- (ア) 印字密度が200dpi以上であること。
- (イ) 漢字、ひらがな、カタカナ、英数字、記号が印字可能であること。
- (ウ) レシートロールの交換が簡易に行えるものであること。
- (エ) オートカッター（パーシャルカット方式）機能を有すること。
- (オ) レシートを発行途中に紙切れした場合、再発行できること。
- (カ) 現金又はキャッシュレス決済にかかわらず納付者へレシートの発行が可能であること。
- (キ) POSレジに接続、連動し、窓口の名称・手数料等の名称等の任意の文字、手数料等の金額・合計金額・決済手段等を印字した明細（以下「会計レシート」という。）の発行ができる。また、県が定めるデザインの印刷が可能であること。会計レシートの様式は県と協議の上、決定する。なお、会計レシートの出力枚数を設定できることが望ましい。
- (ク) 会計レシートは適格請求書等保存方式に対応可能な様式であり、POS収納データと照合するための管理番号（POSレジの端末番号、取引番号等）を印字できること。また、窓口の名称（設置場所）等の印字を県が任意で変更可能であること。なお、キャッシュレス決済時は、「領収書」から「利用明細」へ印字が自動切替されることが望ましい。
- (ケ) 1日の取引件数・金額、現金残高等のPOSレジ日次締処理の結果（以下「日次締レシート」という。）の出力ができること。なお、日次締レシートの出力枚数を任意で設定できることが望ましい。

⑤ ラベルプリンター

- (ア) 漢字、ひらがな、カタカナ、英数字、記号が印字可能であること。
- (イ) ラベルロールの交換が簡易に行えるものであること。
- (ウ) 会計ごとのオートカッター機能を有することが望ましい。
- (エ) POSレジと接続、連動して、手数料等の種類・金額・決済手段等を印字したラベル

シール（以下「ラベル」という。）の発行ができること。また、発行指示を行った機器（P O S レジ等）及び発行したラベルプリンタに履歴データを保持できることが望ましい。なお、会計処理を行う機器からのみラベル発行操作が行えることが望ましい。

- (オ) ラベルは、手数料等の納付済証として申請書等に貼り付けることを利用目的とする。
ラベルの印字が、通常の保存状態で最低5年間は明瞭に視認できること。5年間の視認性を確保するための対策（印字方式、ラベルシールの材質等）について、提案書に具体的な対応方法を記載すること。
- (カ) ラベルには、会計レシートに印字した管理番号を印字できること。
- (キ) ラベルの発行単位は一つの手続（商品）につき1枚とすること。バーコードを読み取り、P O S レジで手数料件数を入力した後、合計金額で会計する場合であっても、件数分のラベルを出力できること。

(2) キャッシュレス対応窓口へのC L端末等機器調達及び初期設定・設置

- ① キャッシュレス対応窓口のC L端末は、P O S システム、レシートプリンター、ラベルプリンター、スキャナーの機能を有する小型のC L端末機器等を導入すること。
- ② 接触I Cカード、磁気カード、電子マネー、P I N入力装置一体型端末を使用すること。
- ③ グローバルセキュリティ基準（P C I D S S）の現行基準に準拠しているクレジット情報非保持型の機種であること。
- ④ C L端末等のスキャナー機能は、二次元QRコード及びバーコードを読み取れること。
P O S システムと連動し、事前に作成した二次元QRコードを読み込むことで手数料の種類及び手数料額が選択できること。
- ⑤ C L端末等のレシートプリンター機能は、P O S レジのレシートプリンターから出力するレシートと同様のレシートが発行されることが望ましい。
- ⑥ ラベルプリンターと接続し、連動又は発行指示によりラベルプリンターからラベルが発行できること。また、発行指示を行った機器（C L端末等）及び発行したラベルプリンタに履歴データを保持できることが望ましい。なお、会計処理を行う機器からのみラベル発行操作が行えることが望ましい。

(3) 共通仕様

- ① まとめ納付対応
P O S レジ及びC L端末での納付については、複数種類の手数料、又は同一手数料複数件を、スキャン又は選択することでまとめて納付できること。
- ② レシート及び納付済証発行機能
- (ア) P O S レジ及びC L端末での納付においては、決済完了後に、レシート（納付者控）と併せて、シールタイプの「納付済証」を発行できること。
また、まとめ納付の場合、1件の納付に対してレシート（納付者控）は1部を発行するが、まとめて納付した複数種類の手数料、又は同一手数料複数件のそれぞれの「納付済証」を全て発行すること。

（例1）複数種類の手数料をまとめ納付した場合

(手数料A、手数料B、手数料Cをまとめ納付)

→レシート1部、「納付済証A」、「納付済証B」、「納付済証C」の
3種類の「納付済証」を発行

(例2) 同一手数料複数件をまとめ納付した場合

(手数料Aを5件まとめ納付)

→レシート1部、「納付済証A」を5件分発行（それぞれ重複しない番号等を表示
すること）

(イ) 納付済証には、手数料名称(略称を含む。)、手数料の金額、納付日付、納付時間を印
刷できること。

(ウ) 納付済証は「偽造防止」に対応できること。

(エ) レシート（納付者控）は適格請求書等保存方式に対応していること。

③ 手数料（商品）マスタ

13桁の任意の英数字をPOSシステムの手数料（商品）コードとすることで、手数料（商品）マスタ情報として各手数料の手続名称、手数料額（定額でない場合は登録しない。）、主管課、手続所管課、歳入科目等、消費税の課税区分、現金取引のみ区分（キャッシュレス決済による取引不可区分）等を備えたものをいう。

なお、手数料（商品）マスタ情報は会計課でデータを作成するが、運用開始に向けたPOSシステムへのデータ登録は、受注者が行う。

また、手数料（商品）マスタ情報は、運用開始後も修正、追加、削除等が可能であること。

④ 二次元QRコード作成及び運用

会計課が準備する③手数料（商品）マスタデータにより、受注者は運用開始までに二次元QRコードを作成する。手数料の種類及び手数料額別に作成し、作成見込数は約2,000種類。作成した二次元QRコードがPOSレジ及びCL端末で読み取れることを確認すること。

なお、運用開始後の手数料（商品）マスタデータの修正、追加による二次元QRコードの作成は会計課で行い、POSシステムのデータ修正等もあわせて行う。

⑤ キャッシュレス決済機能

(ア) 22に定めるクレジットカード・電子マネー・コード決済（スマホアプリ決済）に対応していること。

(イ) クレジットカード、コード決済については返金処理（決済取消）が可能であること。

(ウ) 決済手数料が3.8%以下であること。

⑥ 現金収納機能

(ア) 現金納付に対応し、釣札釣銭機内の紙幣及び貨幣の自動集計、表示機能、釣銭の取り忘れを防止する機能を有すること。

(イ) 日締め処理時には、回収する売上金（紙幣及び貨幣）を計数できること。

(ウ) 日締め処理時には、準備金（釣銭）を残したまま、収納金（紙幣及び貨幣）のみ回収できること（釣銭の残置機能）。

(エ) 釣銭準備金の有効活用のため、収納金（紙幣及び貨幣）を釣銭として利用できること。

⑦ P O S機能（納付者）

- (ア) 納付者が提示する二次元QRコードを窓口職員がスキャナーでスキャンして納付者及び窓口職員画面に手数料の種類と手数料の金額を表示して、納付者が手数料の支払をできること。
- (イ) 又は、納付者が画面で手数料の種類と手数料の金額を選択して、手数料の支払ができること。
- (ウ) 利用者の操作画面は、タッチパネル液晶（11インチ程度以上）とすること。
- (エ) 手数料の金額の単価が固定の手数料については、対象件数を設定することで、納付する手数料額を設定できること。
- (オ) (エ)とは別に、金額別にボタン（「100円」「1,000円」「10,000円」）で手数料額を設定できること。
- (カ) 関連する手数料をグループ化（タブ化）して画面を切り替えられること。
- (キ) 設定できる手数料のボタンを2,000種類以上設定できること。
- (ク) 設定できる手数料のボタンについてサイズや配置を自由にレイアウトできること。

⑧ P O S機能（管理者）

- (ア) 管理者権限を設け、管理画面にPCからインターネット経由で接続できること。
- (イ) 手数料別のメニューを設置し、手数料収納額の集計を行えること。
- (ウ) 管理者PCから手数料コードごとの収納金額、収納件数を確認できること。
- (エ) P O Sレジ及びCL端末の決済後に訂正処理を行った場合、その内容が決済情報の集計データへ反映されること。
- (オ) 収納した内訳や期間ごとの集計の出力（PDF・CSV）が隨時可能であること。
- (カ) 手数料のボタンの編集（ボタン追加、名称変更、金額の変更等）について、窓口（手数料収納窓口）の作業が不要であること。（管理者の作業により、ボタンの編集が行えること。）
- (キ) レシートに印字された二次元QRコード又はバーコードの読み込みや、レシート番号等の管理番号を入力することで、決済情報を呼び出した後に、返金処理が行えることが望ましい。

⑨ その他（周辺機器等）

- (ア) 導入機器（本体及び周辺機器）の占用面積は、700mm×800mm×2,000mm程度以内とする。
- (イ) 導入する機器全体の基本的な操作方法をまとめた操作マニュアルを作成すること。

⑩ 管理クラウドサーバー

- (ア) P O SシステムやP O S収納データの集計結果等を管理するサーバーをクラウドに構築して、必要な設定・各種ソフトウェアのインストールを行うこと。
- (イ) 故障等が発生した場合は、運用業務の範囲内において手動での切替対応を行うこと。
- (ウ) P O Sシステムから出力される帳票データを最低2年度分遡れるよう、バックアップデータを確保すること。
- (エ) 管理クラウドサーバーのバックアップを取得し、障害発生時等にP O Sシステムの

設定値や各種データが消失することのないようにすること。

- (オ) クラウドサーバーについては、POSシステムやPOS収納データの集計結果管理、必要なソフトウェアを稼働させつつ、遅延なく処理可能とするために必要な機能を保つ内容で提案すること。なお、「遅延なく」とは集計処理等においておおむね120秒以内に処理完了となることを意味する。
- (カ) クラウドサーバーについては、ウイルス（マルウェア）等のセキュリティ対策を行うこと。また、ネットワーク側にファイアウォール機能を有し、必要以外のアクセス制御を行うことが可能のこと。また、不正侵入検知、マルウェア検知等のインシデント発生時にはその旨を検知及び会計課への通知を行い、その後の検体取り出し、解析への対応が可能のこと。
- (キ) 上記ウイルス対策ソフトについて、必要なファイアウォール設定を行うこと。
- (ク) サーバー上で稼働するソフトウェア（OS、ミドルウェア等含む。）については、構築期間を含め運用期間にサポートが受けられるものとし、脆弱性が発見された場合は遅滞なくその内容、影響範囲等をまとめた上で県に提示し、県の承認を得てパッチ適用等を実施すること。運用期間中にサポート終了となる場合は、バージョンアップ等を行いサポート切れとならないよう必要な措置を講ずること。

⑪ 操作手順書

- (ア) 「各種導入機器・POSシステムの操作手順書（管理者向け・利用者向け）」に記載する操作手順書として、以下をPOSレジの納品時に添付すること。
- a POSレジ及びCL端末に関する操作手順
 - b POSシステムに関する操作手順
 - c 釣札釣銭機に関する操作手順
 - d その他導入・運用に当たり必要なマニュアル、仕様書等
- (イ) 上記操作手順書等は、誰もが理解できる内容であること。
- (ウ) 書類（紙媒体）はA4判両面とし、日本語表記のもの90部を、POSレジ及びCL端末を設置する別紙の場所に納品すること。
- (エ) データ（電子媒体）は電子ファイルで1部提出すること。ファイルフォーマットは、Microsoft Office365に対応できるデータ形式とする。
- (オ) POSシステム等に変更が行われた場合、マニュアルの変更後のデータを速やかに提出すること。

12. 消耗品

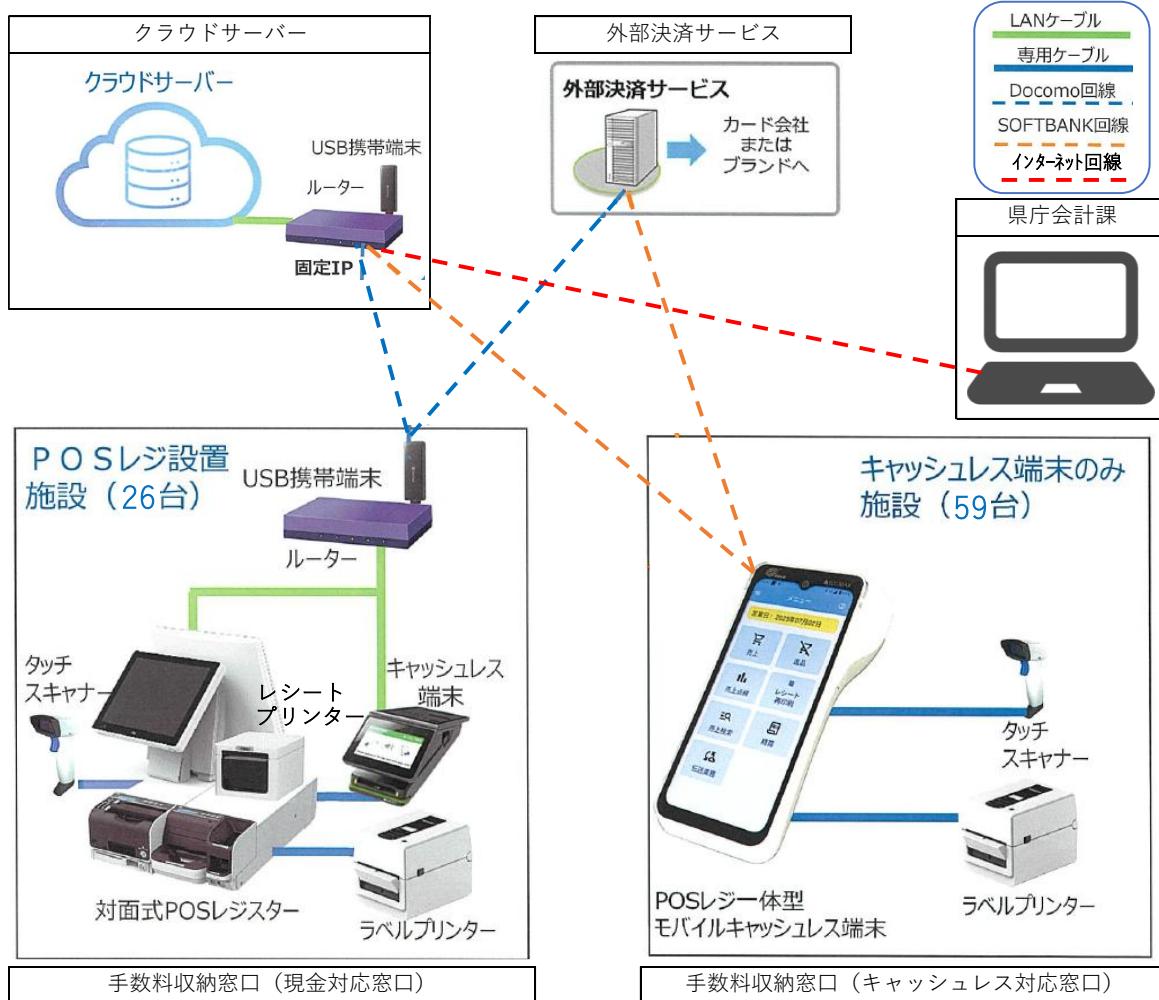
消耗品の購入窓口と連絡先及び納入リードタイムを文書にて提示すること。

13. ネットワークの構成

(1) 本調達にて導入するシステムはインターネット接続系ネットワーク上に構築する。

導入機器のネットワーク構成イメージは以下のとおり。

【ネットワーク構成図（クラウドタイプ）】



(2) ネットワークの通信規約等

① ネットワークの通信規約・規格は、以下のとおりとする。

項目	O S I 階層	機能	通信規約・規格の名称
1	トランスポート層	プロセス間通信	T C P
2	ネットワーク層	ノード間通信	I P
3	データリンク層	隣接ノード間通信	E t h e n e t

② 通信帯域

各拠点におけるネットワークの通信帯域は、原則として、700Mbps～1Gbps 程度以上とする。

(3) ネットワークとの接続

本調達による機器とネットワーク（インターネット）を接続するためのルーターに対しては、LANケーブル（CAT-6）（1～2m程度）で接続すること。

当該機器との接続に必要な機器・ケーブルの調達は本調達の範囲として、会計課PCからネットワークへの設定作業については県が実施する。設定内容については、県と受注者で協議し、調整すること。

また、配線に当たってはモール等（1～2m程度）を準備の上、ケーブルによる転倒防止等の対策を適宜行うこと。

(4) 通信費用について

本調達機器の通信にかかる費用は、県が負担する。なお、月額利用料に通信料を含んだプランの提案も可能とする。

14. 機器の導入方法

(1) 連絡体制

受注者は契約後速やかに、導入に対する体制図を作成し、当該体制図を含むプロジェクト計画書を速やかに提出の上、県の承認を得ること。連絡方法は当該プロジェクト計画書に定める方法によること。

(2) 納入条件

県の指示に基づき、以下のことを行うこと。

- ① 本仕様書に記載の導入機器（以下「導入機器」という。）を令和8年8月31日までに、県と日程を協議の上、別紙の全ての設置場所に設置すること。
- ② 導入機器の接続確認及びネットワークの疎通確認を行うこと。
- ③ 導入機器を指定の場所に納入し、県が使用できる状態にしたときは、その旨を県に通知すること。

(3) 県による検収

各設置場所の導入機器が正常に稼働したことを確認後、県による検収を行う。

(4) 設定作業

導入機器一式について、受注者が責任をもって以下の設定作業を行うこと。

- ① 各種必要ソフトウェアのインストール
- ② 導入機器間の接続設定
- ③ ネットワーク接続設定のための協議及び会計課のネットワーク接続設定後の疎通確認
- ④ 手数料(商品)マスタ情報の登録
- ⑤ P O S レジディスプレイの設定
- ⑥ C L 端末画面の設定
- ⑦ 会計レシートレイアウトの設定
- ⑧ 日次締レシートレイアウトの設定
- ⑨ ラベルレイアウトの設定
- ⑩ その他利用可能な状態とするための設定

(5) その他

- ① コンセントの形状が設置済みのもの（2極平行）と異なる場合は、機器に見合ったアダプタ等を用意すること。なお、アダプタ等の利用については、県と調整を行うこと。

電源コンセントが設置場所と離れている状況もあるため、機器台数分のOAタップ（ケーブル長5m程度）を用意すること。また、県の求めに応じて、機器が使用する消費電力の合計を提示すること。

- ② 導入機器のうちネットワーク接続を有するものの設置に際しては、必要に応じてネットワークケーブルの敷設（モール工事等）もその作業の中に含まれる。
- ③ 導入機器のうちネットワーク接続が必要な機器については、ネットワークに接続し、疎通確認を行うこと。
- ④ 導入機器一式の設置に当たっては、設置日の約1週間前までに県と調整してから設置すること。
- ⑤ 機器設置は、それぞれの設置場所につき、平日（9時～17時）の1日程度で作業を行うこと。ただし、平日の作業に関しては、設置場所の職員の業務に影響を及ぼさない（騒音が発生しない等）よう十分注意すること。なお、県の指示により、平日（9時～17時）以外の曜日・時間帯に作業を行う場合もある。
- ⑥ スケジュールについては変更もあり得るので、その際は県の指示に従うこと。なお、設置場所については別途指示するものとする。設置タイミングについては県と協議の上、行うこと。

15. 導入支援

導入に伴い、以下の支援を行うこと。

- (1) 契約後の支援内容
 - ① 納入物品一覧を作成し、契約後速やかに、県に対して導入機器一式に関するカタログベース（電子媒体）で仕様を提示すること。
 - ② 動作確認期間中の導入機器に関する質疑への対応（隨時速やかに対応のこと）。
 - ③ 動作確認期間中は、県ネットワーク関係業者と協力の上、導入機器に対する設定内容の調整等の技術サポートを実施すること。なお、本件に対する対応窓口を提示すること（隨時対応）。
- (2) 設置場所での支援内容
 - ① 支援体制、支援拠点を明確にし、支援拠点に統括者を配置し対応すること。
 - ② 導入機器設置完了後、各機器の動作確認テストをテスト計画書に基づき実施すること。
なお、テスト内容については、下記を含むテスト計画書を事前に提出し、県の承認を得た上で決定すること。
 - (ア) 動作確認
 - (イ) 設定アカウントでのログインの確認
 - (ウ) インストールしたアプリケーションの起動確認
 - ③ 県が必要と判断した場合は、現地にて速やかに対応すること。
 - ④ キャッシュレス決済サービスの利用が可能であることを案内するため、決済手段を示した掲示物の作成及び当該掲示物のデータを提供すること。
 - (3) 操作研修

県が指定する日時、場所において、実機を用いた導入機器一式の操作研修を以下のとおり実施すること。なお、研修実施に伴い、研修場所への研修用機器等の運搬、設置及び撤収、研修資料の作成及び印刷は受注者が行うこととし、具体的な実施方法、実施時期及び内容については県と協議の上、決定するものとする。

基本的な端末操作をはじめ、会計処理（取消処理等含む。）などに関する操作手順のマニュアルを電子媒体（Microsoft Office 又は Adobe Reader に対応するデータ形式）で作成し納入すること。

本契約後に県が提供する手数料等の情報について、受託者が操作説明時までに事前登録すること。

- ① 期間 令和8年8月1日から令和8年9月30までの間で計5日程度
(1日あたり2回)
- ② 場所 県の指定する場所
- ③ 研修対象人数（想定） 約180名
- (4) 稼働初日には、必要なサポート体制を整備すること。
- (5) その他の導入サポートがあれば、企画提案書で提案すること。

16. セキュリティ対策等

- (1) 受注者は、システムで取り扱う情報を保護するため、セキュリティ対策を万全にすること。
- (2) データ暗号化、ウイルス感染対策等のセキュリティ対策のほか、公金収納データの破損対策を講ずること。
- (3) クレジットカード情報及び取引情報保護のため、PCI DSSの現行基準に準拠すること。
- (4) 認証時等におけるカード情報や暗証番号の通信は暗号化される仕組みとすること。

17. 機密保護

- (1) 守秘義務
本調達上、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。またこの守秘義務は、契約終了後も課されるものであり、従事する者が離職した場合も、契約解除された場合においても同様に遵守すること。
- (2) クレジットカード情報等の管理
クレジットカード情報等の個人情報について、契約期間はもとより、契約終了後であっても、保管及び管理に万全を期し、漏洩防止のため適切な措置を講じなければならない。
- (3) 目的外利用
県が提供する一切のデータ、資料等を厳重に取り扱うものとし、本件以外の目的のために使用、複写、複製、又は第三者に提供してはならない。
- (4) その他
 - ① 故意又は過失により何らかの事故や不適切な事務処理等が生じ、情報保全ができなか

った、又は保全できない可能性が生じた場合は、直ちに県へ報告し、協議の上対応するものとする。なお、この場合に生じた費用は、すべて受注者が負担することとする。また、受注者は事実を明らかにした報告書を迅速に県へ提出するものとする。

- (②) 本仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、県と受注者の協議の上決定するものとする。

18. 情報セキュリティ管理

情報セキュリティ管理については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、山口県情報セキュリティポリシーのほか、関係法令等を遵守すること。

19. 著作権

本調達を実施するに当たり、成果品の帰属、著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ。）等については、別に定める場合を除き、以下のとおりとする。

- (1) 本契約履行過程で生じた成果品の著作権は、県の保有となるものとする。その権利行使については、相手方の同意及び対価の支払を要しないものとする。
- (2) 本調達を実施するに当たり、第三者が権利を有するソフトウェアの利用が必要となる場合は、受託者の負担により県と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受注者は、納品成果物が著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象を侵害するものでないことを保証する。
- (4) 県及び受注者は、本契約に関して県が開示した情報及び契約履行過程で生じた成果物に関する公知の情報以外の情報を、本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。
- (5) 納品成果物に対し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担により一切を処理するとともに、県に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

20. その他

- (1) 受注者は、本調達の実施に当たっては、県と適宜協議を行い、円滑な進捗に努めること。
- (2) 本調達の実施に要する費用は、全て受注者の負担とすること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は本調達の実施に関し疑義が生じた事項については、県と受注者が協議の上、解決するものとする。

21. 本調達に付随する業務（別途契約手続を行う業務）

- (1) 現金対応窓口（P O S レジ等設置窓口）へのモバイル通信又はインターネット回線の導入

現金対応窓口のPOSレジについては、ルータ等を設置してモバイル通信によりインターネットへ接続することが望ましい。(インターネット回線での接続も可だが、その場合はインターネット回線導入工事が必要)

なお、キャッシュレス決済の審査のための通信や、POSシステムの締め処理データを送信可能な通信速度を確保すること。

(2) キャッシュレス対応窓口（CL端末設置窓口）へのモバイル通信の導入

キャッシュレス対応窓口のCL端末については、POSシステムと連携する小型のキャッシュレス端末でレシートプリンターとラベルプリンターの機能を連動する機器を導入し、SIMによりモバイル通信を可能とすること。

CL端末は安定した通信が可能な通信機能を有すること。

なお、キャッシュレス決済の審査のための通信や、POSシステムの締め処理データを送信可能な通信速度を確保すること。

(3) POSレジ及びCL端末へのPOSシステムの導入

① POSシステムをPOSレジ、CL端末に導入すること。

② 手数料(商品)マスタ情報をPOSシステムへ登録すること。

③ POSシステムにおけるデータ暗号化等のセキュリティ対策のほか、収納データの破損対策を講ずること。

④ POSアプリケーション（帳票取出、データ集計、分析管理、設定等を含む。）に関する操作手順のマニュアルを電子媒体（Microsoft Office 又は Adobe Reader に対応するデータ形式）で作成し納入すること。

⑤ POSシステムにマスタ情報を登録後、各設置場所に設置されたPOSレジ及びCL端末から収納データの収集が正常に実施されることを確認の上、県による検収を行う。

⑥ POS収納データの各種集計、データの蓄積機能を備え、会計課PCからデータを確認、帳票を出力できるシステムとすること。想定する集計単位を下記に示す。また、複数の集計単位を指定して集計が可能であること。

(ア) 日別・月別集計（開始日と終了日を指定して期間集計できることが望ましい）

(イ) 手数料(商品)コード別集計

(ウ) 決済手段別・決済ブランド別集計（現金とキャッシュレスをそれぞれ集計）

(エ) POSレジ及びCL端末の端末番号別集計

(オ) POSレジ及びCL端末の収納窓口別集計

(カ) 歳入科目別集計

(キ) 主管課別集計

(ク) 手続所管課別集計

⑦ POS収納データの抽出結果や集計結果等をデータ（CSV形式）として、管理クラウドサーバーからインターネットを通じ会計課PCへダウンロードできること。

⑧ POSシステムで作成する帳票をデータ（Excel形式、CSV形式）で会計課PCによりダウンロードして出力できること。また、会計レシート及びラベルと照合するために、集計処理されていないPOS収納データを明細表として、会計課PCにダウンロードして出力できること。（項目として、窓口端末コード、手数料収納窓口名称、収納窓ログループ、収納(売上)年月日、収納(売上)時間、伝票番号(レシート番号)(管理番号)、行番号(枝番号)、手数料(商品)コード、主管課コード、手続所管課コード、納付区分、会計区

分、歳入科目（款・項・目・節・事業・細節）、手数料登録単価、数量を想定）

- ⑨ P O S レジの運用及び帳票の集計に必要な各種マスタの管理機能を備えていること。
想定するマスタ及び当該商品マスタの想定登録項目を下記に示すが、これ以外に必要なマスタがあればその管理機能も備えていること。
- (ア) 手数料(商品)マスター…手数料(商品)コード (13 桁の任意の数字)、各手数料等の手続名称、手数料の金額（非定額の場合は登録しない。）、収納コード (2 桁)、歳入科目コード (6 桁)、主管課コード (5 桁)、手続所管課コード (5 桁)、消費税の課税区分、現金取引のみ区分（キャッシュレス決済により取引不可区分）等
- (イ) 窓口端末マスター…窓口端末コード(3 桁)、手数料収納窓口名称（漢字、ひらがな、カタカナ、英数字、記号）
- (ウ) 主管課マスター…主管課コード (5 桁)、主管課名称（漢字、ひらがな、カタカナ、英数字、記号）
- (エ) 手続所管課マスター…手続所管課コード (5 桁)、手続所管課名称（漢字、ひらがな、カタカナ、英数字、記号）
- (オ) 歳入科目マスター…歳入科目名称（漢字、ひらがな、カタカナ、英数字、記号）、納付区分(3 桁)、会計区分(2 桁)、款(2 桁)、項(2 桁)、目(2 桁)、節(2 桁)、事業(5 桁)、細節(2 桁)、手数料(商品)コード、手数料登録単価
- ⑩ P O S レジの運用に必要な各種マスタの更新（新規登録・変更・削除・使用停止）、検索・閲覧が会計課 P C で簡易に行えること。
- ⑪ CSV 形式等で作成した手数料(商品)マスター情報を会計課 P C に取り込み、一括して手数料(商品)マスターの更新が行えること。また、登録された手数料(商品)マスター情報を CSV 形式等で出力し、加工して使用することができる。
- ⑫ 手数料等の価格改定に対応するため、商品マスターの更新を日付指定して簡易に行えること。
- ⑬ 本業務の契約後に県が提供する手数料(商品)マスター情報を、受注者が納品時までに事前登録すること。
- ⑭ 二次元QRコード・バーコードの取扱いが可能であること。
- ⑮ セキュリティ担保のため、上記⑦から⑪は会計課 P C から実施し、P O S レジからは実施できないようメニュー画面の使用権限やログイン ID の権限の設定が可能であること。

【手数料収納データ（参考）】

項目名	属性	最大桁数	備考
窓口端末コード	半角数字	3	XXX
手数料収納窓口名称	全角	128	手数料収納窓口名称
収納窓口グループ	半角数字	1	X
収納(売上)年月日(8文字)	日付	8	YYYYMMDD
収納(売上)年月日(年)	日付	4	YYYY
収納(売上)年月日(月)	日付	2	MM
収納(売上)年月日(日)	日付	2	DD
収納(売上)時間(時間)	時間	4	HHMM
収納(売上)時間(時)	時	2	HH
収納(売上)時間(分)	分	2	MM
伝票番号(レシート番号)(管理番号)	半角数字	8	XXXXXXXX
行番号(枝番号)	半角数字	2	XX
手数料(商品)コード	半角数字	13	XXXXXXXXXXXXXX
手数料手続名称	全角	128	手数料手続名称
手数料手続名称(略称)(15文字)	全角	128	手数料手続名称略称 15 文字以内
主管課コード(5桁)	半角数字	20	XXXXX
主管課名称	全角	128	主管課名称
手続所管所属コード(5桁)	半角数字	20	XXXXX
手続所管所属名称	全角	128	手続所管所属名称
所属略称(10文字)	全角	128	所属略称 10 文字以内
納付区分(3桁)	半角数字	20	XXX
会計区分(2桁)	半角数字	20	XX
款(2桁)	半角数字	20	XX
項(2桁)	半角数字	20	XX
目(2桁)	半角数字	20	XX
節(4桁)	半角数字	20	XXXX
事業(5桁)	半角数字	20	XXXXX
細節(2桁)	半角数字	20	XX
手数料登録単価	半角数字	20	XXXXXX
手数料単価	半角数字	20	XXXXXX
数量	半角数字	20	XX
金額	半角数字	20	XXXXXX
決済種別	全角	128	決済種別

(4) POSレジ及びCL端末機器等の保守・POSシステム運用管理

導入機器及びPOSシステムが常に完全な機能を保ち、運用に支障のないよう、保守体制を用意すること。導入機器の障害時に必要な部品（有償部品を含む。）や代替機等を用意し、対象ハードウェア、ソフトウェア等の保守作業を行うこと。保守作業に当たっては、県の担当者と円滑な協力体制を実現すること。

- ① 調達する機器について、操作方法、キャッシュレス決済等に関する問い合わせの対応を1か所で行えること。
- ② 機器の障害発生時には、ハード（機器の故障）・ソフト（キャッシュレス決済時のトランザクションエラー等）による障害に対応するための対応策を用意すること。

ブル等)に関する問い合わせ受付を1か所で行うこととし、復旧作業が必要となった場合には、窓口業務への影響が最小限となるよう迅速に対応できること。

- ③ キャッシュレス決済及び管理者機能を利用するための通信環境を提供すること。
 - (ア) ハードウェア、ソフトウェアを含めたシステム全体の運用・保守管理を行うこと。機器故障等で代替機対応等あれば併せて提案すること。
 - (イ) 設置後の機器のトラブルや、操作方法の問い合わせなどのためのヘルプサポートの体制について、企画提案書で提案すること。
 - (ウ) P O Sシステムのバージョンアップや画面構成の変更等を行う場合には、事前に県の担当者に連絡すること。また、作業等はC L端末の運用に支障がないよう実施すること。
 - (エ) その他の運用・保守管理及びサポートがあれば、企画提案書で提案すること。

※8(6)の見積額は、8(1)(2)(5)の見積額の合計金額の10分の2を上限として算定すること。

※21(4)の業務を行うに当たり、受注者以外の事業者が関わる場合でも、県と本調達の契約を行うのはあくまで受注者のみとし、受注者と受注者以外の事業者間で再委託で行う場合は、県の承認を得ることを前提とする。

(5) キャッシュレス決済導入による指定納付受託

- ① 受注者（共同提案の場合は構成事業者のうち一社）は、キャッシュレス決済開始に合わせ、キャッシュレス決済による収納金を県に納付するため、地方自治法第231条の2の3第1項に定める指定納付受託者として対応できること。
- ② キャッシュレス決済の収納金については、各月ごとに末日を締め日として集計し、キャッシュレス決済で収納した手数料の額を、翌月末日までに、県の指定口座に振り込むこと。また、当月に係る決済手数料については、請求書により県に請求すること（収納額から決済手数料を差し引かない。）。
- ③ 振込に当たっては、収納金の内訳書（以下「収納金内訳書」という。）を作成し、振込日の5営業日前までに県へ提示すること。

なお、収納金内訳書をWebや電子メール等で確認できる場合は確認可能となった時点で提出されたものとみなす。

- ④ 収納金内訳書は、毎月の締め日までの決済額累計及び金額内訳（決済種別・決済ブランド別）を明記の上、決済手数料及びその計算過程が分かるよう作成すること。
- ⑤ 収納金の振込手数料は、受注者である指定納付受託者の負担とすること。
- ⑥ 収納金は、県の指定口座に一括して納付すること。
- ⑦ キャッシュレスは端末の種別に関わらず統一した機能を提供すること。

※21(5)については、地方自治法施行令第158条に定める要件に該当する者と別途契約を行うものとする。

※21(5)の業務を行うに当たり、受注者以外の事業者が関わる場合でも、県と本調達の契約を行うのはあくまで受注者のみとし、受注者と受注者以外の事業者間で再委託で行う場合は、県の承認を得ることを前提とする。

22. キャッシュレス決済種別及び決済ブランド

- (1) キャッシュレス決済において取り扱える各決済種別及び決済ブランドは次のとおりとする。

決済種別	決済ブランド名
クレジットカード	VISA、Mastercard、JCB
電子マネー	QUICPay、WAON、楽天 Edy、nanaco
コード決済	PayPay、d 払い、楽天 Pay、au PAY
上記のブランドには対応すること。上記以外で対応可能なブランドを全て提案すること。 なお、運用開始後の決済ブランドの追加・削除等について、対応可能な仕組みを有すること。	

- (2) 機器の設置完了後に、キャッシュレス決済が利用できるようにすること。

なお、利用開始日が遅れる場合は、県及び受注者間で別途調整するものとする。

- (3) キャッシュレス決済に係る指定納付受託者への決済手数料は、毎月の請求書により支払うものとする。

また、決済手数料の振込は、クレジットカード等の支払方法の種類を問わず、原則として月1回とするが、複数回となる場合は、提案書にその旨を記載すること。

23. 参加資格

本調達に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和7年山口県告示第244号）に基づく資格審査において、大分類「02・電気通信機器類」について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特A又はAの等級に格付されている者又は大分類「05・電気通信サービス」、大分類「06・コンピュータサービス」若しくは大分類「99・その他」について業務の委託の特A又はAの等級に格付されている者であること。
- (4) この手続の開始の日から令和8年2月20日（金）までのいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (5) 複数の事業者による共同提案も、次に掲げる要件を満たしていること。

- ① 共同提案を行う事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、1者を代表事業者に定め、県への質疑や書類提出等は代表事業者が行うこと。
- ② 構成事業者全てが、法人格を有していること。
- ③ 構成事業者全てが、23の(1)～(4)の参加資格を満たしていること。
- ④ 構成事業者全てが、他の単独又は他の共同提案の構成事業者として、本調達に参加していないこと。

手数料収納窓口機器納入場所一覧

【現金及びキャッシュレス納付対応窓口】(24)

(台)(※1)

No.	区分	名 称	所 在 地	レジ	CL
	県本庁(1)				
1		県庁内売店	山口市滝町1番1号 山口県庁	1	-
	県出先機関(8)				
2		山口県岩国県税事務所	岩国市三笠町1丁目1番1号	1	-
3		山口県柳井県税事務所	柳井市南町3丁目9番3号	1	-
4		山口県周南県税事務所	周南市毛利町2丁目38	1	-
5		山口県山口県税事務所	山口市神田町6番10号	1	-
6		山口県宇部県税事務所	宇部市琴芝町1丁目1番50号	1	-
7		山口県下関県税事務所	下関市貴船町3丁目2番1号	1	-
8		山口県萩県税事務所	萩市大字江向531の1	1	-
9		山口県下関農林事務所	下関市豊田町大字殿敷1892	1	-
	県警関係団体(交通安全協会)(15)				
10		岩国交通安全協会	岩国市麻里布町6丁目15番20号 岩国警察署	1	-
11		柳井交通安全協会	柳井市南町2丁目4番18号 柳井警察署	1	-
12		光交通安全協会	光市中央2丁目1番14号 光警察署	1	-
13		防府交通安全協会	防府市駅南町7番22号 防府警察署	1	-
14		山口交通安全協会	山口市吉敷下東4丁目17番10号 山口警察署	1	-
15		山口南交通安全協会	山口市小郡下郷3848の1 山口南警察署	1	-
16		宇部交通安全協会	宇部市常藤町3番1号 宇部警察署	1	-
17		山陽小野田交通安全協会	山陽小野田市日の出1丁目6番10号 山陽小野田警察署	1	-
18		美祢交通安全協会	美祢市大嶺町東分312 美祢警察署	1	-
19		下関交通安全協会	下関市細江町2丁目3番8号 下関警察署	1	-
20		長府交通安全協会	下関市長府才川一丁目44番45号 長府警察署	1	-
21		萩交通安全協会	萩市大字土原476の1 萩警察署	1	-
22		長門交通安全協会	長門市東深川777 長門警察署	1	-
23		一般財団法人山口県交通安全協会(※2)	山口市小郡下郷3560の2 山口県総合交通センター	3	-
24		周南免許センター	周南市毛利町2丁目38 周南総合庁舎4階	1	-
			合計	26	-

※1. レジ=キャッシュレス決済対応POSレジを設置、CL=キャッシュレス決済端末のみ設置

※2. 一般財団法人山口県交通安全協会(山口県総合交通センター)の窓口はPOSレジを3台設置

※3. 岩国、下関、萩交通安全協会と一般財団法人山口県交通安全協会は現金対応窓口とは別にキャッシュレス納付対応窓口を設置

手数料収納窓口機器納入場所一覧

(台)(※1)

【キャッシュレス納付対応窓口】(59)

No.	区分	名 称	所 在 地	レジ	CL
県出先機関 (4)					
25		山口県山口健康福祉センター	山口市吉敷下東三丁目1番1号	-	1
26		山口県長門健康福祉センター	長門市東深川1344の1	-	1
27		山口県美祢農林水産事務所	美祢市大嶺町東分3449の5	-	1
28		山口県下関水産振興局	下関市大和町1丁目16番1号	-	1
市町(本所・支所・総合支所・市役所内売店等団体) (24)					
29		下関市職員互助会(市役所内売店)	下関市南部町1番1号 下関市役所売店	-	1
30		下関市役所豊浦総合支所	下関市豊浦町大字川棚6895-1	-	1
31		下関市役所豊北総合支所	下関市豊北町大字滝部3140-1	-	1
32		宇部市役所	宇部市常盤町1丁目7番1号	-	1
33		山口市役所	山口市亀山町2番1号	-	1
34		萩市職員共済会	萩市大字江向510 萩市役所	-	1
35		防府市役所売店「Aruk EX店」	防府市寿町7番1号	-	1
36		下松市役所	下松市大手町3丁目3番3号	-	1
37		岩国市消費生活協同組合(市役所内売店)	岩国市今津町1丁目14番51号	-	1
38		光市役所	光市中央六丁目1番1号	-	1
39		長門市役所	長門市東深川1339の2	-	1
40		美祢市役所	美祢市大嶺町東分326の1	-	1
41		美祢市美東総合支所	美祢市美東町大田5936	-	1
42		美祢市秋芳総合支所	美祢市秋芳町秋吉5335の1	-	1
43		周南市役所売店「Yショップ周南市役所店」	周南市岐山通1丁目1	-	1
44		山陽小野田市役所	山陽小野田市日の出一丁目1番1号	-	1
45		山陽小野田市山陽総合事務所	山陽小野田市大字鴨庄94	-	1
46		周防大島町役場	大島郡周防大島町大字小松126の2	-	1
47		周防大島町久賀総合支所	大島郡周防大島町大字久賀5134	-	1
48		和木町役場	玖珂郡和木町和木1丁目1番1号	-	1
49		上関町役場	熊毛郡上関町大字長島448	-	1
50		田布施町役場	熊毛郡田布施町大字下田布施3440の1	-	1
51		平生町役場	熊毛郡平生町大字平生町210の1	-	1
52		阿武町役場	阿武郡阿武町大字奈古2636	-	1

手数料収納窓口機器納入場所一覧

(台)(※1)

【キャッシュレス納付対応窓口】(59)

No.	区分	名 称	所 在 地	レジ	CL
県警関係団体(自家用自動車協会)(11)					
53		(一社)山口県自家用自動車協会岩国支部	岩国市中津町2丁目13番6号	-	1
54		(一社)山口県自家用自動車協会柳井支部	柳井市南町7丁目1番7号	-	1
55		(一社)山口県自家用自動車協会下松支部	下松市大字東豊井1547番2号	-	1
56		(一社)山口県自家用自動車協会周南支部	周南市慶万町6番21号	-	1
57		(一社)山口県自家用自動車協会防府支部	防府市寿町4番17号	-	1
58		(一社)山口県自家用自動車協会山口支部	山口市泉町9番38号	-	1
59		(一社)山口県自家用自動車協会小郡支部	山口市小郡下郷843の8	-	1
60		(一社)山口県自家用自動車協会宇部支部	宇部市野原1丁目13番10号	-	1
61		(一社)山口県自家用自動車協会小野田支部	山陽小野田市日の出1丁目1番33号	-	1
62		(一社)山口県自家用自動車協会萩支部	萩市大字土原487	-	1
63		(一社)山口県自家用自動車協会下関長府支部	下関市長府安養寺1丁目2番23号(チリーブロッサムM2階)	-	1
県警関係団体(交通安全協会)(6)					
64		小串交通安全協会	下関市豊浦町大字小串191の1 小串警察署	-	1
65		周南交通安全協会	周南市大字徳山5632の4 周南警察署	-	1
66		岩国交通安全協会 (※3)	岩国市麻里布町6丁目15番20号 岩国警察署	-	1
67		下関交通安全協会 (※3)	下関市細江町2丁目3番8号 下関警察署	-	1
68		萩交通安全協会 (※3)	萩市大字土原476の1 萩警察署	-	1
69		一般財団法人山口県交通安全協会 (※3)	山口市小郡下郷3560の2 山口県総合交通センター	-	1
県警関係団体(自動車学校)(14)					
70		光興産株式会社(光自動車学校)	光市大字立野843	-	1
71		山口県周南自動車学校	周南市大字栗屋1041の2	-	1
72		山口県南陽自動車学校	周南市新田2丁目6番1号	-	1
73		山口県高等自動車学校	防府市大字浜方58	-	1
74		有限会社山口そごう自動車学校	山口市大内千坊6丁目8番10号	-	1
75		山口県湯田自動車学校	山口市葵2丁目4番55号	-	1
76		株式会社山口県小郡自動車学校	山口市小郡下郷768	-	1
77		西日本自動車学校	宇部市大字妻崎開作9340の1	-	1
78		山口県厚狭自動車学校	山陽小野田市大字鴨庄69の1	-	1
79		アイルモータースクール下関	下関市菊川町大字吉賀1588	-	1
80		株式会社山陽自動車学校	下関市長府高場町1番1号	-	1
81		学校法人早鞆学園附属早鞆自動車学校	下関市安岡本町3丁目20番1号	-	1
82		長門自動車学校	長門市東深川1188の17	-	1
83		山口県萩自動車学校	萩市大字江向46の1	-	1
					合計 - 59

※1. レジ=キャッシュレス決済対応POSレジを設置、CL=キャッシュレス決済端末のみ設置

※3. 岩国・下関・萩交通安全協会と一般財団法人山口県交通安全協会は現金対応窓口とは別にキャッシュレス納付対応窓口を設置